

# 相談部門について

## 現 状 ・ 課 題

### ■ 両機関共通

- 1 療育福祉センターと中央児童相談所に重複するケースへの対応
  - ① 虐待や非行などと障害が重複するケースへの対応
  - ② 児童養護施設等に入所する障害児への支援
  - ③ グレーゾーン(境界域)の子どもへの相談支援
- 2 市町村への相談活動等への専門的支援

## 論 点

### ■ 両機関共通

- 1 両機関が連携して対応すべきケースやいわゆるグレーゾーンの子どもへのより良い支援のあり方  
⇒ 総合力を発揮しやすい相談支援体制のあり方
- 2 市町村の相談活動等への専門的支援や資質向上の取り組み  
地域自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会の活動支援のあり方

## 現 状 ・ 課 題

### ■ 療育福祉センター

#### 3 障害児部門の相談支援機能

- ① 各種判定業務が中心となっている
- ② 障害児の保護者への支援

## 論 点

### ■ 療育福祉センター

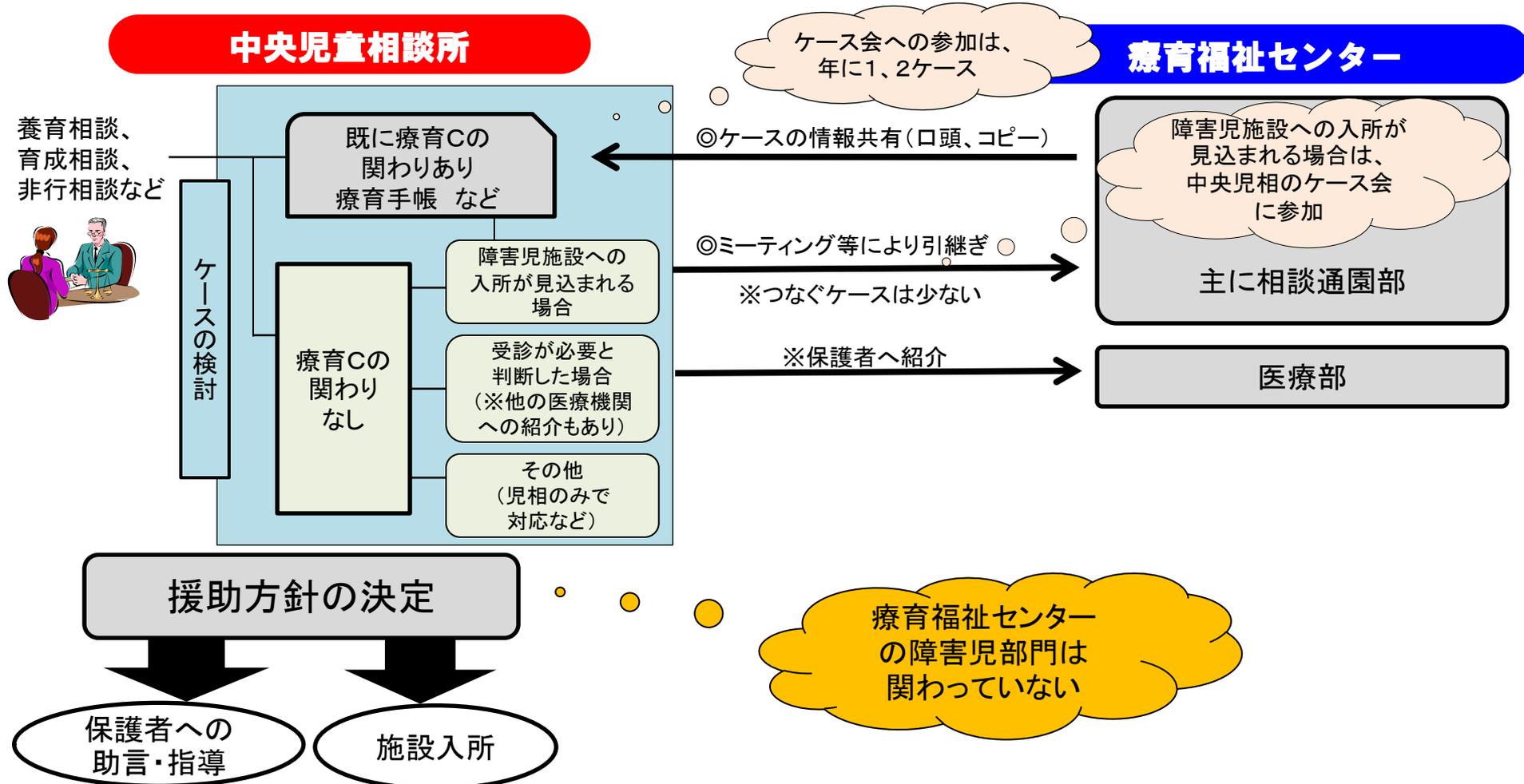
#### 3 今後の児童福祉法の改正等を踏まえた相談支援機能のあり方



# 1 療育福祉センターと中央児童相談所に重複するケースへの対応

## ① 虐待や非行などと障害が重複するケースへの対応

児童相談所が通告や相談を受けたケースで、既に療育福祉センターが関わりを持っているケースについては、両機関が情報共有し、連携しながら対応している。また、それ以外のケースでも、必要に応じて連携を図っている。



## ② 児童養護施設等に入所する障害児への支援

### 中央児童相談所

### 療育福祉センター

施設入所時の判断

#### ●施設入所時の判定(総合診断)

- ・社会診断(保護者、子ども、関係者等の面接、生活環境調査)
- ・心理診断(面接、観察、心理検査)  
障害の有無にかかわらず、児童心理司による心理診断を実施
- ・医学診断(問診・診察、医学的検査)
- ・行動診断(行動観察、生活場面における面接)

#### ★障害がある子どもの入所の判断

- ・子どもの発達状況や障害の程度(自分で身の回りのことができるかなど、通常生活ができる範囲か)
  - ・将来の自立、社会生活を想定したとき、子どもにとってどのような生活の場がより適切であるか
  - ・子どもや保護者の意向
- ※個々の事例により判断

- 児童養護施設等の入所の決定は、中央児童相談所が行うが、必要に応じて相談に応じる。  
(H21年度 実績なし)

※障害児施設入所が適切という判断になれば、療育福祉センターへ

児童養護施設等への入所



入所後のフォロー

#### ●年3回のサポートケア及びその他随時のケアを実施 (H22.4～)

- ・状況把握、進路確認、施設との認識の共有

☆障害があっても、障害の特性に応じたきめ細やかな支援は行っていない

☆手帳の判定などの支援は行っている。

☆施設の職員から、直接、障害児への支援方法について、相談がある場合がある。  
(H21年度 1件)

☆施設から施設へ措置替えがあった場合に、障害児の支援方法について、施設間の連携が十分でないときは、個別相談に応じることがある。  
(H21年度 1件)

# 児童養護施設等における障害児の入所の状況

児童養護施設入所児童等調査（厚生労働省・H20.2.1現在）

| 施設名         | 障害の種類別 | 入所者数 | 障害児実人数 | 障害の種類別 |       |       |      |      |      |      |         |          |
|-------------|--------|------|--------|--------|-------|-------|------|------|------|------|---------|----------|
|             |        |      |        | 身体虚弱   | 肢体不自由 | 視聴覚障害 | 言語障害 | 知的障害 | PTSD | ADHD | 広汎性発達障害 | その他の心身障害 |
| 里親委託        |        |      |        |        |       |       |      |      |      |      |         |          |
| 中央児相        |        | 13   | 2      |        |       |       |      |      |      | 2    |         | 1        |
| 幡多児相        |        | 3    | 0      |        |       |       |      |      |      |      |         |          |
| 合計          |        | 16   | 2      | 0      | 0     | 0     | 0    | 0    | 0    | 2    | 0       | 1        |
| 児童養護施設      |        |      |        |        |       |       |      |      |      |      |         |          |
| 聖園天使園       |        | 77   | 14     | 2      | 3     | 1     | 1    | 6    |      | 1    | 1       | 5        |
| 博愛園         |        | 52   | 7      |        |       | 1     | 1    | 1    |      | 1    |         | 3        |
| 愛仁園         |        | 61   | 12     |        | 1     |       |      | 8    |      | 1    |         | 4        |
| 若草園         |        | 45   | 8      |        | 1     |       |      | 6    | 1    | 1    |         |          |
| 子供の家        |        | 66   | 10     |        | 1     | 1     | 1    | 8    |      |      |         | 1        |
| 愛童園         |        | 28   | 5      | 1      |       |       | 1    | 1    |      |      |         | 5        |
| 白蓮寮         |        | 50   | 12     |        | 1     |       |      | 6    |      | 2    | 1       | 3        |
| 南海少年寮       |        | 27   | 6      |        |       |       |      | 5    | 1    |      |         | 2        |
| 合計          |        | 406  | 74     | 3      | 7     | 3     | 4    | 41   | 2    | 6    | 2       | 23       |
| 情緒障害児短期治療施設 |        |      |        |        |       |       |      |      |      |      |         |          |
| 珠光寮         |        | 18   | 11     |        |       | 1     |      | 4    | 1    | 4    | 4       | 4        |
| 児童自立支援施設    |        |      |        |        |       |       |      |      |      |      |         |          |
| 希望が丘学園      |        | 13   | 1      |        |       |       |      | 1    |      |      |         |          |
| 乳児院         |        |      |        |        |       |       |      |      |      |      |         |          |
| 聖園ベビーホーム    |        | 30   | 9      | 5      |       | 2     |      |      |      |      |         | 3        |
| 総計          |        | 483  | 97     | 8      | 7     | 6     | 4    | 46   | 3    | 12   | 6       | 31       |

## ○入所者数に占める障害児の割合

- ・里親委託 12.5%
- ・児童養護施設 18.2%
- ・情緒障害児短期治療施設 61.1%
- ・児童自立支援施設 7.7%
- ・乳児院 30.0%

注：幡多児童相談所を含む。  
障害の種類別については、重複あり。

### ③ グレーゾーン(境界域)の子どもへの相談支援

- ・グレーゾーン(境界域)の子どもについては、どちらの機関に相談に行ったらよいか分かりにくい。(保護者・市町村)
- ・学齢期になって、「非行相談」や「しつけ・性格行動相談」、「児童虐待相談」などで障害が発見される場合がある。  
(背景に「障害」が潜んでいる場合あり)

#### 具体的事例

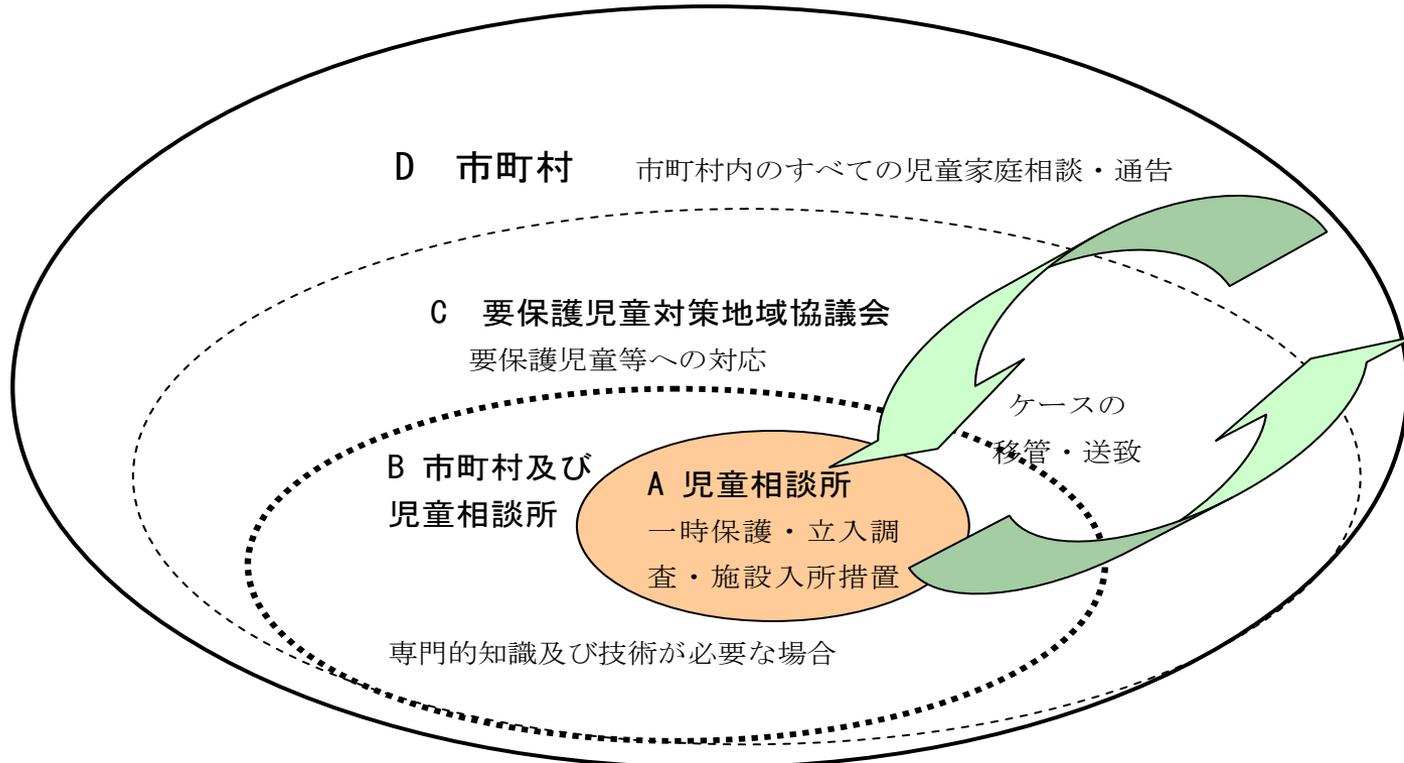
しつけ、性格行動等の相談を中央児童相談所が受けたが、発達障害に気づくのが遅くなり、療育福祉センターに引き継ぐまでに時間のかかったケース

- 身体的虐待があり、親に対して指導していく中で、何度言っても分からない、同じことを何度も繰り返すなど、子どもの育てにくさが分かり、発達障害に気付くケース
- 非行ケースで児童相談所へ通所していたが、通所を繰り返す中で発達障害に気付くケース

## 2 市町村の相談活動等への専門的支援

- ・平成17年4月から、一義的な児童家庭相談は市町村に。(住民に身近な市町村が主体的に対応)
- ・児童相談所は、法的権限の行使や専門的知識及び技術を必要とするケースへの対応、市町村の後方支援に重点化。
- ・平成20年4月から、要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務に。(平成20年度末にすべての市町村に設置)
- ・平成21年4月から、要保護児童対策地域協議会の調整機関に児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職の配置が努力義務に。

### 児童家庭相談の体制



B・Cの範囲は、市町村の相談体制の充実度や地域協議会の対象の範囲により異なる。

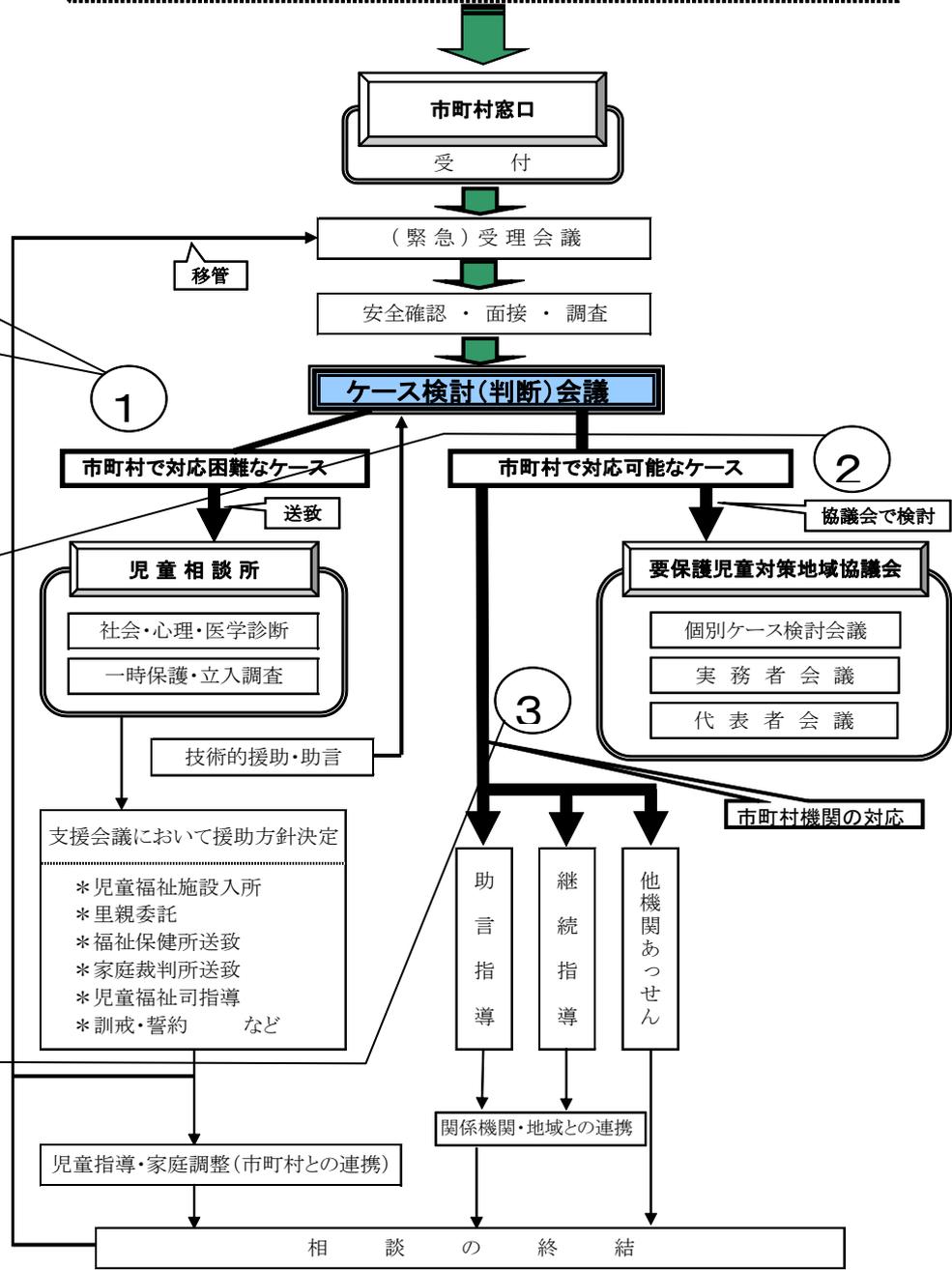
# 市町村の家庭相談の流れ

- \* 地域住民
- \* 保健センター
- \* 保育所・幼稚園
- \* 民生児童委員
- \* 児童福祉施設
- \* 学校・教育委員会
- \* 医療機関
- \* その他の関係機関

**①市町村で対応困難なケース**  
 緊急対応や専門的判断を必要とする場合、及び法的権限の行使を検討しなければならない場合は、児童相談所へ送致することになる。

**②市町村で対応可能であるが、地域の関係機関で連携・協力が必要であり、要保護児童対策地域協議会で協議するケース**  
 児童相談所送致には至らない虐待をはじめとした保護を要する児童を対象とする相談・通告の場合、地域の関係機関で情報を共有し、多面的な支援を行うことになる。

**③市町村で対応可能であり、市町村が助言・継続指導を行う、又は他機関をあっせんするケース**  
 保健相談や健全育成相談など、市町村の福祉・保健機能や教育相談機能により対応できる場合、及び他機関にあっせんすることで対応できる場合は、市町村が対応することになる。



市町村窓口  
受 付

(緊急)受理会議

安全確認・面接・調査

ケース検討(判断)会議

市町村で対応困難なケース

市町村で対応可能なケース

児童相談所  
社会・心理・医学診断  
一時保護・立入調査

要保護児童対策地域協議会  
個別ケース検討会議  
実務者会議  
代表者会議

支援会議において援助方針決定  
\* 児童福祉施設入所  
\* 里親委託  
\* 福祉保健所送致  
\* 家庭裁判所送致  
\* 児童福祉司指導  
\* 訓戒・誓約 など

助言指導  
継続指導  
他機関あっせん

児童指導・家庭調整(市町村との連携)

関係機関・地域との連携

相談の終結

# 市町村の相談活動等への支援の現状

## 中央児童相談所(相談部門)

- (1) 研修会の開催（市町村職員の資質の向上を支援）
- ・初任者研修会の実施（3回） - H21参加者数33名
  - ・職員研修会の実施（4回） - H21参加者数49名
  - ・虐待評価シート（アセスメントシート）を活用したケースの見立て・対応力の強化 など
- (2) 要保護児童対策地域協議会の支援

要保護児童対策地域協議会標準モデル組織構成(3層構造の組織)

| 構成        | 構成員   | 目的・協議事項   |
|-----------|---|---|
| 代表者会議     | 構成員の代表者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○実務者会議が円滑に運営整備されるための環境整備等</li> <li>○年1、2回開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討</li> <li>・実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価</li> </ul> </li> </ul>   |
| 実務者会議     | 実際に活動する実務者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童等の実態把握・支援を行っているケースの総合的把握</li> <li>○3ヶ月に1回程度開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討</li> <li>・全てのケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等の進行管理</li> <li>・要保護児童対策を推進するための啓発活動</li> <li>・協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告</li> </ul> </li> </ul> |
| 個別ケース検討会議 | 要保護児童等に直接関わりを有している担当者<br>今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な支援の内容等を検討</li> <li>○随時の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童等の状況の把握や問題点の確認（危険度や緊急度の判断）</li> <li>・援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有</li> <li>・ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定</li> <li>・実際の援助、介入方法（支援計画）の検討</li> </ul> </li> </ul>                                   |

### 児童相談所による支援等

- 構成員間の連携等への助言(保健分野との連携)
- 情報提供等  
県内の児童相談状況や協議会の役割(設立後間もないところなど)を説明

(H21実績 開催26回中26回参加)

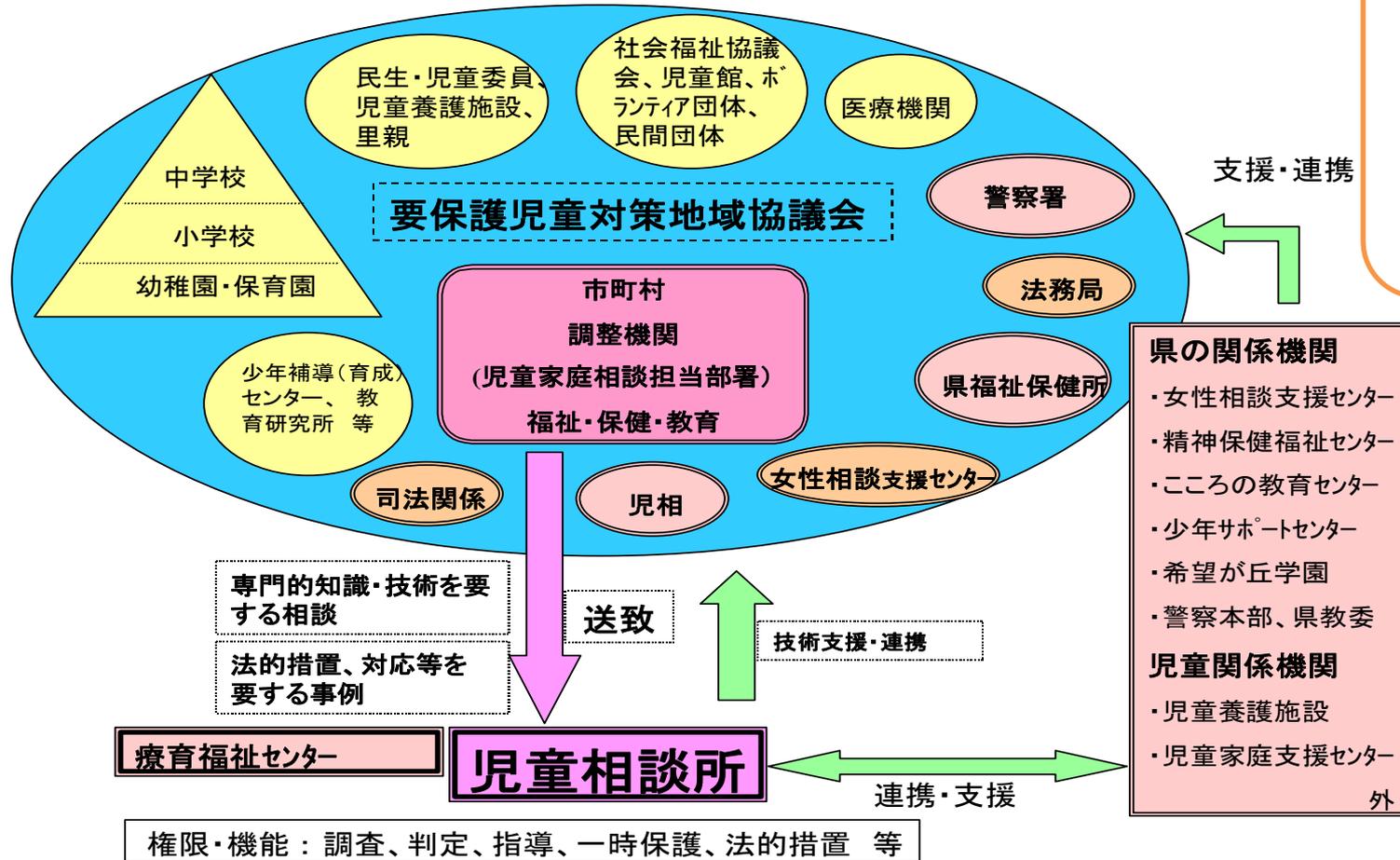
- ケースの進行管理に関する助言
- 会議の運営(進行方法や資料等)に関する助言
- 児童相談所が主担当のケースの状況報告
- 情報提供等  
県内の児童相談状況や法改正等の情報提供、協議会の役割や運営に関する説明や研修等

(H21実績 開催115回中87回参加)

- 援助方針、役割分担への助言
- 援助実施に向けての具体的計画への支援
- 援助の実行性について評価

(H21実績 開催558回中308回参加)

## 要保護児童対策地域協議会のイメージ



要保護児童対策地域協議会とは？  
 関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童等及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うもの

### 課題

- ・市町村によって、活動内容に格差がある
- ・市町村によっては、職員定数上、児童家庭相談専任職員の配置や専門職員などの配置が困難
- ・要保護児童対策地域協議会のコーディネーター役の職員の約4割が人事異動となるなど、専門性の確保や相談対応へのノウハウの蓄積が困難
- ・虐待ケース以外に特定妊婦や要支援児童への支援まで対応できていない要保護児童対策地域協議会がある

# 療育福祉センター(障害児部門)

| 項目                  | 支援の内容  |
|---------------------|--|
| (1)研修               | <ul style="list-style-type: none"><li>・毎年、障害保健福祉圏域ごとに、市町村職員を対象とした研修を実施(5ヶ所 H21参加者数 延べ81人)</li><li>・市町村等の相談業務に従事している職員への研修(H21参加者数 62人)<br/>【内容】「療育手帳の判定の実際」<br/>講演「よりよい相談援助活動のために」</li></ul> |
| (2)ケースに対する助言        | <ul style="list-style-type: none"><li>・個別なケース会議には、市町村から相談があれば、参加して専門的な支援を行っている。(H21 個別ケース会議出席 19回)</li></ul>   |
| (3)要保護児童対策地域協議会への支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>・東洋町、南国市、須崎市の協議会に参加している。</li></ul>   |
| (4)地域自立支援協議会への支援    | <ul style="list-style-type: none"><li>・委員になっている協議会は、いの町のみ。</li><li>・他の市町村の協議会への関わりはない。</li></ul>   |
| (5)その他              | <ul style="list-style-type: none"><li>・個別なケースの相談(短期入所や施設の入所など)</li><li>・手帳や手当に関する相談が多い。</li></ul>  |

# 地域自立支援協議会のイメージ



【地域自立支援協議会】

- ・地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議(障害者自立支援法施行規則第65条の10)
- ・具体的には、個々の障害者のニーズと様々な社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図ることや地域の社会資源の開発・改善を行う。

体制の整備と人材育成

相談支援事業者

福祉サービス事業所

地域自立支援協議会  
(市町村)

保健所・医療機関

障害児施設等

保育所・学校等

こども支援部会

就労支援部会

発達障害支援部会

〇〇支援部会

行政機関

就労支援

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

高齢者介護

専門・広域的支援

県

市町村業務への支援

県自立支援協議会

34市町村中  
設置:23市町村  
(H22.6.1現在)

### 3 障害児部門の相談支援機能

#### ① 各種判定業務が中心となっている

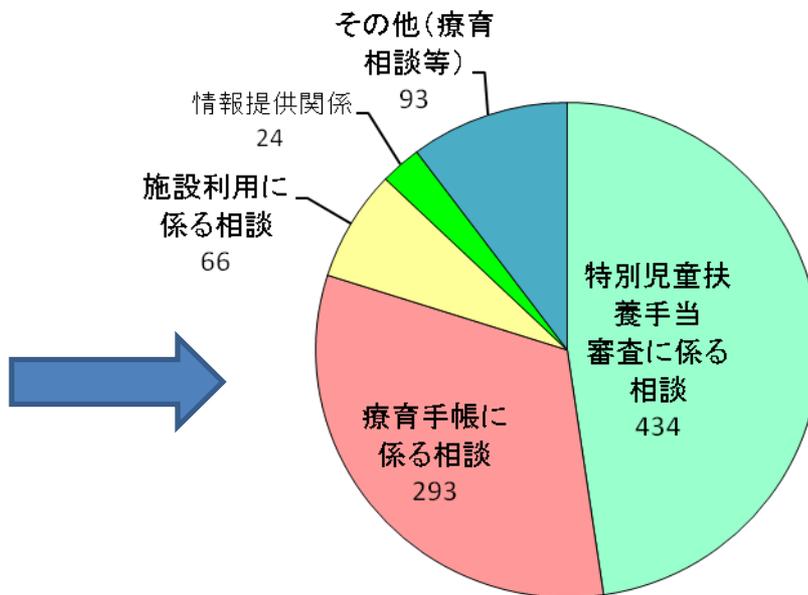
- ・相談の多くは、知的障害相談であるが、そのうち80%が特別児童扶養手当や療育手帳の判定に係る相談となっている。
- ・地域での巡回相談では、障害児への支援は、保育所・幼稚園の支援が中心となっている。(42件中40件)

#### ☆相談種別児童受付件数

| 相談種別     |             | 件数  |
|----------|-------------|-----|
| 障害<br>相談 | ① 肢体不自由相談   | 32  |
|          | ② 視聴覚障害相談   | 4   |
|          | ③ 言語発達障害等相談 | 142 |
|          | ④ 重症心身障害相談  | 24  |
|          | ⑤ 知的障害相談    | 910 |
|          | ⑥ 自閉症等相談    | 3   |
| 育成<br>相談 | ⑦ 性格行動相談    | 50  |
|          | ⑧ 適性相談      | 17  |

合計 1,182

#### ☆⑤知的障害相談(910件)の内訳



療育福祉センター調べ

## ② 障害児の保護者への支援

- 障害児相談については、保護者の心配や困りごとからスタートするため、保護者支援の充実が課題。
- 保護者支援は直接支援より窓口である市町村への支援、児童に直接かかわる保育士への支援などが多くなっている。
- 県福祉保健所のフォローアップ相談に、療育福祉センター相談担当職員(心理判定員)が、グレーゾーン児童や発達上心配のある児童に対して、親面接、児童発達(知能)検査、行動観察等を行い、親ガイダンス、発達評価、事後指導を実施している。  
(H21:98件)
- 相談通園部内に看護部の看護師が席を置き、随時、医療看護面の相談があった場合でも、機動的に対応できるようにしている。

(相談通園部)

